

事業番号	05 08 17	事業改善シート (27年度実施事業分)			<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	障がい施設給付事業				担当課	部局	健康福祉部	
総合5か年計画	プロジェクト				課・室	障がい者支援課		
	施策の総合的展開	6-2 いきいきと安心して暮らせる社会づくり			E-mail	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp		
		2 障がい者支援の充実			実施期間	S23 ~		

1 事業の概要

目指す姿	障がい児・者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付やその他支援を行い、それぞれの障がいの特性に応じた適切な支援が安定して行われることを目指す。		
現状 (予算編成時)	各サービスとも着実に利用料は伸びており、障がい者のサービス利用が定着しつつある。今後もより一層、障がい者が住み慣れた地域で個々の能力や適正に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことが可能となるよう公費負担による支援が不可欠である。		
県が関与する理由	県でなければ実施不可(法令等義務)	【左記の説明、根拠法令等】 障害者総合支援法第94条第1項 児童福祉法第50条	
	県民との協働による実施：実施は困難		

成果目標・事業内容	① 成果目標 (H27)				
	障がい児・者及びその家族が住み慣れた地域又は入所施設で安心して日常生活又は社会生活が送れるよう、必要量の障害福祉サービスを不足なく提供する。				
	② 事業内容 (単位:千円)				
	項目	実施方法	H27事業実績		H28
			(当初)	(決算)	(当初)
	障害者自立支援給付事業 (施設訓練等給付費)	負担金	障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)により市町村が行う自立支援給付等の負担金(1/4)		6,400,258
	障害児通所施設給付費	負担金	児童福祉法により市町村が行う障害児通所支援への負担金(1/4)		541,664
	障害児相談支援給付費	負担金	児童福祉法により市町村が行う計画相談支援給付費への負担金(1/4)		27,915
	障害児施設措置費	直接	児童福祉法により障がい児が施設の入所に要する費用及び治療に要する費用について支給		57,952
	障害児入所給付事業等	直接	児童福祉法により障がい児が入所支援を受けた場合、施設給付費、施設医療費について支給		554,576
県単給付費	直接	県外施設入所者に要する費用について支給		2,278	
事務費				2,771	
国庫返還金	直接	H26国庫返還金		6,146	
		合計	6,975,240	7,191,824	7,587,414

事業コスト	区分(単位:千円)	25年度	26年度	27年度	28年度
	前年度繰越				
	当初予算	6,308,907	6,537,210	6,975,240	7,587,414
	補正予算	276,793	440,784	366,404	
	合計(A)	6,585,700	6,977,994	7,341,644	7,587,414
	一般財源	6,283,881	6,684,411	7,036,417	7,279,839
	県債				
	国庫支出金	300,902	293,098	304,196	307,047
	その他	917	485	1,031	528
	決算額(B)	6,512,712	6,766,097	7,191,824	
概算人件費	職員数(人)	1.40	1.40	1.40	1.40
	概算人件費(C)	11,561	11,561	11,586	11,586
概算事業費(B(A)+C)		6,524,273	6,777,658	7,203,410	7,599,000

成果目標の達成状況					
項目	H26末(実績)	H27			H28目標
		目標	成果	達成状況	

目標に対する成果の状況	市町村が支弁する自立支援給付費の一部を負担金することにより、障がい児・者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための、障害福祉サービスの確実な給付が図れた。
-------------	---

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	今後も必要な負担金等を市町村に対し交付することにより、障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援していく。